

受入研究機関が雇用制度導入機関となる PD 等の方へ

雇用支援事業は、PD 等が雇用かフェローシップ型かを自由に選択することができる制度ではありません。**受入研究機関が雇用制度導入機関の場合、新規採用者は原則全員雇用されることになります。**

▶ 受入方法

特別研究員の採用年度や受入研究機関の「雇用制度導入機関」への登録年度により、以下のようになります。



○令和 8（2026）年度に特別研究員-PD 等として採用された者（新規採用者）
原則全員雇用。

○令和 7（2025）年度以前に特別研究員-PD 等として採用された者（継続採用者）
継続採用者を雇用するかどうかは、雇用制度導入機関の判断。なお、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度採用分の PD 等で、時限的措置の適用※を行い、自らフェローシップ型を選択した者が、令和 8（2026）年度から雇用を希望する場合、雇用するか否かは受入研究機関の判断によります。
また、令和 7（2025）年度以前の採用者が受入研究機関を変更する場合は、受入研究機関の雇用制度導入機関への登録年度により新規採用者か継続採用者かの扱いが変わります。
※時限的措置として、令和 7（2025）年度採用分の PD 等までは、自ら雇用を希望しない場合は、雇用制度導入機関において雇用しないことも可能としています。令和 8（2026）年度以降採用の PD 等については、時限的措置の適用はありません。

▶ 雇用条件・雇用手続等

- 雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）や雇用に関する手続等については、受入研究機関（雇用機関）の規定に従うこととなります。本会は直接的に関与しませんので、事前に受入研究機関に確認してください。
- 雇用 PD 等は本会からの研究奨励金の支給はなく、代わりに受入研究機関（雇用機関）から給与が支給されます。受入研究機関（雇用機関）からの給与に「**研究遂行経費**」の適用は**ありません**。
- **雇用開始日は、4月1日**又は本会が指定する日となります。継続採用者が年度途中からの雇用開始を希望する場合、**受入研究機関が雇用可能であれば、7月、10月、1月の各1日**での切り替えは可能です。**月途中での雇用への切り替えはできません**。（PD の採用開始日は 4月 1日 から変更することはできません。RPD の採用開始日は申請時に選択した 4月、7月、10月、1月の各 1日のいずれかです。なお、RPD は出産・育児による理由に限り、一度のみ採用期間を変更することが可能です。受入研究機関および本会に別途相談してください。）

▶ 遵守事項・手続

雇用 PD 等とフェローシップ型 PD 等では適用される「遵守事項および諸手続の手引」が異なります。また、基本的には、各機関の雇用条件に従うこととなりますので、休業・退職等に伴う中断・延長、海外渡航、辞退等の手続は受入研究機関（雇用機関）を通じて行います。各種手続等に関して不明な点は、まずは受入研究機関（雇用機関）に確認してください。

▶ **雇用制度導入機関一覧**

雇用制度導入機関への登録は通年で受け付けています。最新の雇用制度導入機関の一覧は本会ウェブサイトに掲載しています。

URL : <https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html>

各機関における雇用 PD 等の育成方針等もチェック！

